

☆はじめてみませんか☆

高齢者ふれあいサロン

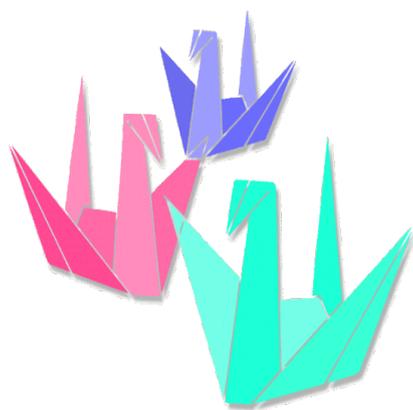
佐野市では「高齢者ふれあいサロン事業」を実施しています。

「ふれあいサロン」とは、町会の公民館などを利用した、高齢者なら誰でも気軽に立ち寄れる交流の広場で、主体はシニアクラブ、町会や町会役員等で構成される運営委員会等により運営されています。

それぞれのサロンでは、交流会のほか、教養、趣味、スポーツ活動や介護予防運動など、様々な活動をしています。地域のシニアの皆様の生きがいや健康づくりのため、ふれあいサロンを始めてみませんか。

※委託料は年額50,000円（月3回以上実施の場合で、月2回実施は25,000円です。）

詳しくは裏面をご覧ください。



お問い合わせ
いきいき高齢課 高齢福祉係
電話：20-3021

佐野市高齢者ふれあいサロン事業概要

項 目	内 容	
事業名	佐野市高齢者ふれあいサロン事業	
要 綱	佐野市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱	
目 的	高齢者が地域の中で生き生きとした生活ができるよう、高齢者と地域住民とが、生きがい・健康づくり及び社会参加を共に促進することにより、高齢者の孤立感や不安感の解消を図り、もって明るい長寿社会の実現を目的とする。	
実施内容	参加者同士の交流の他、教養、趣味、スポーツ活動や介護予防運動等を状況に合わせて実施する。	
事業対象者	市内に居住する概ね60歳以上の方	
実施回数	原則月2回以上（1回2時間程度）	
利用料	無 料（但し、食事等に係る実費は利用者負担）	
会 場	町内の会所等を利用	
実施方法	内 容	佐野市から「ふれあいサロン」の運営を希望する団体に委託し実施
	委 託 先	シニアクラブ、町会、地区社会福祉協議会及び住民参加型非営利組織等
	委 託 料	①月3回以上実施 年額50,000円 月2回実施 年額25,000円 ※但し、年度途中開始の場合は、月割及び回数割とする。 ②設備整備費として初年度のみ50,000円

担当課：いきいき高齢課高齢福祉係 電 話：20-3021

高齢者ふれあいサロン事業説明資料

Q1 ふれあいサロンとは？

A1 市内に居住する概ね60歳以上の元気な方を対象に町会の公民館・集会所・会所等を利用して、参加者同士の交流、教養、娯楽、レクリエーション、スポーツなどの活動を行うことにより、生きがい・健康づくり、介護予防、高齢者の孤立感や閉じこもりの防止等を目的とする事業です。

単位老人クラブや運営委員会に委託し、現在市内72カ所で開催されています。

Q2 どんな人が利用できますか？

A2 サロンに参加できるのは、市内に居住する概ね60歳以上で、自力で会場まで来られる方が対象です。

老人クラブに入っていないなくても、町会をまたいでも参加できます。(但し、周りの人に迷惑をかける等、委託先の代表が不適格と判断した場合は利用を遠慮してもらうことがあります。)

Q3 利用料はいくらですか？

A3 利用料は原則無料です。ただし、食事等に係る実費は利用者負担です。

Q4 誰が委託を受けるのですか？

A4 次の2つがあります。

- ①シニアクラブに委託
- ②町会、地区社会福祉協議会及び住民参加型非営利組織等

Q5 委託料はいくらですか？

A5 つぎのとおりです。

- ①月3回以上の実施で年額50,000円(月2回実施の場合は25,000円)
※但し、年度途中開始の場合は、月割とします。
- ②新規設置した初年度のみ設備整備費として50,000円を追加します。
(休止しているサロンを再開する場合は、設備整備費は出ません)
- ③新規設置して3年以内に解散した場合は、設備整備費の50,000円を返還して頂きます。

Q6 いつ、どこで、どんな風にサロンを運営すれば良いですか？

A6 概ね週1回、曜日を決めて、町会の公民館・集会場・会所等で実施してもらうのが理想です。

曜日と場所を固定することで、利用者がいつ開催しているのか、わかりやすくなります。

もし、臨時に日時、場所に変更または休みにするときは、会場に貼り紙などで周知するなど、利用者にわかればよく、その都度市に届ける必要はありません。但し今後ずっと変更する場合はご連絡ください。(例：6月から実施日を月曜日から水曜日に変更する。)

サロンの内容については、お茶飲みや、教養・娯楽・交流・レクリエーション・スポーツ等を状況に合わせて実施してください。(介護予防教室、生涯学習の手引き等を利用すれば原則無料で講師派遣をしてもらえます。)ただし、スポーツだけやカラオケだけを実施するようなことは避けてください。誰でも参加できるような内容にしてください。

最初はお茶飲みをメインに、利用者の方々と話し合いの上、徐々に内容を決めると良いでしょう。

また、長く続けていただくことで、効果のある事業ですので、運営する役員にも負担がかからない内容にしてください。

Q7 委託料は何に使えますか？

A7 委託料はサロンを運営していく上で必要な、水分補給用の飲物、講師への謝礼、光熱水費、灯油代などに使うことができます。(食事代は実費になります)

設備整備費(新規開設の初年度のみ)はサロンに必要な備品類を購入する際に使えます。(例：感染症対策品、椅子、机、輪投げ台、ゲームなど)

みんなで使え、ある程度長持ちするものを話し合いの上、決めてください。個人向けのものはいけません。

また、電気を使用するようなもの(カラオケ、テレビ、ビデオ、CDプレーヤーなど)を購入する場合は、会場の責任者、町会などによく相談をしてください。(了解が得られれば購入可です。)

Q8 他にどんな条件がありますか？

A8 次のことをお願いいたします。

- ①シニアクラブの場合はシニアクラブ活動が適正に行われていること。
- ②町会等の公民館など、場所を使用できること。(町会、地域との連携)
- ③シニアクラブ、または町会等の役員で運営できること。(当番制などを作れる。)

- ④ 1回の集まりでおおむね10名程度またはそれ以上の参加が見込めること。
- ⑤ 3～5年間は続けて実施できる見込みがあること。
- ⑥ シニアクラブ会員でない方、同じ町内以外の方も受け入れること。
- ⑦ 利用者記録簿をつけて、利用者の緊急連絡先を把握しておくこと。
- ⑧ 個人情報の保護。利用者名簿などは部外者には見せないこと。
- ⑨ シニアクラブ等の既存団体との会計は分けること。(単位シニアクラブ補助金等が入る通帳とは別の通帳を用意してください。新たに通帳を作ることが難しい場合は、帳簿等により会計を分けてください。また、混乱を避けるため、できれば会計も別の人にお願ひしましょう。)
- ⑩ 基本は参加者の交流会としてください。スポーツばかりの内容は控えてください。(体の弱い人も参加できるのがふれあいサロンです。)
- ⑪ 政治的・宗教的活動をしないこと。
- ⑫ 営利を目的としないこと。
- ⑬ 年度末に実績報告、決算報告をすること。
- ⑭ 万が一事故などがあった場合は速やかに報告してください。(電話連絡可)

Q9 委託を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A9 事前協議書及び運営役員予定者名簿をいきいき高齢課へ提出していただき、市で検討・勘案して、委託決定後、連絡を差し上げます。

委託決定した団体には、委託料振込先を報告していただきますので、それまで、新規通帳は作らないでください。

Q10その他(注意点)

- ・現在のサロンは、公民館・集会場・会所などの会場1箇所につき、1サロンの設置を原則としております。なるべく市内に多く会場を設け、通しやすい環境を整えると共に、委託料を適正に執行するために、ご協力いただいているところです。
- ・公民館などの会場を利用するに当たっては他利用団体とよく協議し、臨機応変に対応してください。
- ・月ごと、または年ごとにあらかじめ計画を立て、利用者や町会に知らせておく、スムーズに運営できます。
- ・サロンでのおしゃべりの中で、様々な情報交換が行われます。しかし、悪口や、知られたくないことが広まらないよう秘密は守ることを利用者に理解してもらい、みんなが楽しく過ごせるサロンを目指しましょう。